



## 平成 28 年度「A E D 訓練器等の提供」による支援事業

### 募集要項

募集期間：平成 27 年 8 月 3 日(月)～平成 27 年 10 月 26 日(月)

#### <趣旨>

当財団は、平成 17 年 4 月 25 日に発生した福知山線列車事故を契機に、「安全で安心できる社会」の実現に寄与することを目的に、JR 西日本からの全額出資により平成 21 年 4 月 1 日に設立されました。これまで当財団では、その設立趣旨を踏まえ、事故や災害に対する備えや起こった際の心身のケアに関する支援をはじめ、様々な事業活動を展開しています。

応急手当の訓練等、日常の防災・減災に向けた対策の支援活動として、公募による「AED 訓練器等の提供」を行い、救命処置のさらなる普及啓発に取り組んでいるところです。本事業では、地域で活動されている自治会や学校、一般企業等々幅広い分野からのご応募を期待しています。

事故、災害に対する備えや不測の事態への対応に取り組んでおられる団体を、公募により支援させていただきます。「安全で安心できる社会」の実現に向けて日頃から真摯な取り組みをされている皆様からのご応募を心よりお待ちしております。

#### I 事業の概要

##### 1. 提供対象要件

- (1) 近畿 2 府 4 県に所在地があり、同エリアにおいて救命処置の普及活動を行う計画を有する団体である。(個人、営利目的で当該活動を行う団体は除く。)
- (2) 救命処置の普及啓発に対し積極的で意欲がある。
- (3) いつ、どこで、誰が、誰を対象に、どれだけの人を(何人)、どのような方法で行うか等の明確な活動計画がある。
- (4) 応急手当普及員、赤十字救急法指導員、BLSインストラクター(日本ACLS協会)及びこれらに準ずる指導資格者が在籍している。

##### 2. 対象活動期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間に実施される活動とし、原則としてその期間内において所期の目標を達成することとします。

### 3. 提供内容

- (1) 提供する AED 訓練器等の内容  
AED 訓練器、訓練用人形、付属品（納入袋）を1セットとする。（※複数セットも可）
- (2) 提供総数  
16セット
- (3) AED 訓練器等の引渡し  
提供団体決定後、平成 28 年 3 月末日までに器材を引渡しします。  
なお、活動報告期間は 3 年間としますが、それ以降においても提供した AED 訓練器等を返却いただく必要はありません。

### 4. その他

- (1) 提供が決定した際には、AED 訓練器等により活動を実施していくにあたっての取り決め事項に関する「覚書」を当財団との間で締結していただきます。
- (2) 提供決定通知以降、申請した活動が実施できない事態が発生した場合は、提供前であれば「辞退願ひ」を、提供後であれば「中止願ひ」を提出してください。
- (3) 提供を受けた団体が、宣伝や報告等により提供対象となっている活動について外部に公表を行う場合には、必ず当財団からの提供を受けて行う活動である旨を示してください。
- (4) 活動期間終了までの平成 29 年 4 月上旬、平成 30 年 4 月上旬及び平成 31 年 4 月上旬に 1 年間の活動実績報告書及び次年度活動計画（詳細）を提出してください。  
（注意：別途ご案内する締切日は厳守とします。）
- (5) 団体名、活動内容等につきましては、当財団の機関誌やホームページ等における公表を含め当財団の業務遂行上必要な範囲内で外部に開示します。

## II 応募手続及び審査

### 1. 募集期間

平成 27 年 8 月 3 日（月）～平成 27 年 10 月 26 日（月） 必着（厳守）

### 2. 応募書類（必須）

①	平成 28 年度「AED 訓練器等の提供」による支援事業応募申請書 （当財団指定の申請書を提出してください）
②	普及活動団体の名簿（代表者、担当者氏名及び連絡先がわかる名簿を添付してください）

### 3. 応募方法、お問い合わせ先

当財団ホームページの「申請書」に必要事項を記入し E-mail で提出してください。また、ご不明な点等がありましたら、お気軽に事務局までお問い合わせください。

公益財団法人 JR 西日本あんしん社会財団 事務局 〒530-8341 大阪市北区芝田二丁目 4 番 24 号 T E L : 06-6375-3202 (平日 10:00~17:00) E-mail : <a href="mailto:info@jrw-relief-f.or.jp">info@jrw-relief-f.or.jp</a>
---

※ご提出いただいた応募書類等の差し替え、返却はいたしませんので、必ずお手元にコピー等の控えを取っておいてください。

#### 4. 提供先の決定

提出いただいた応募書類の内容をもとに、当財団の審査委員会で厳正かつ公正なる審査を行い、平成 28 年 2 月頃の理事会で提供先を決定します。

※必要に応じ提出書類の内容についてお問い合わせすることがあります。

審査委員会 委員（五十音順）

久保山 一敏	兵庫医科大学救命救急センター 副センター長
中山 伸一	兵庫県災害医療センター センター長
溝端 康光	大阪市立大学医学部 教授

#### 5. 審査基準

申請書に記載された内容を勘案のうえ、総合的に判断し選考します。

ア) 当財団が提供を行うのに相応しい活動（目的）

イ) 救命処置の普及啓発人数

ウ) 活動の遂行能力

エ) 機材の合理的使用（具体的な計画）

オ) 過去の経験・実績や専門性等

#### 6. 選考結果

選考結果については、決定後直ちに応募者全員に対しお知らせします。

※採否及びその理由についてのお問い合わせには回答いたしかねます。